岩手県医療局管理規程第14号

医療局長が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局長が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

医療局長が保有する個人情報の保護に関する規程(平成13年岩手県医療局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1(第 11 条関係)						別表第1(第 11 条関係)							
区分		単	単位金額			区 分			単	位	金額		
1 乾式の複写機 [略]						1 乾式の複	写機	[]	略]	•			
による写し(日 カラ・		カラー	- 1枚につき		60 円		による写し	ノ(日 カラー		一 1 枚	につき	40 円	
本工業規格 A 列					(両面に複		本工業規格	A列				(両面に複	
3番の大きさま					写した場合		3番の大き					写した場合	
でのものに限					にあって		でのもの	に限				にあって	
る。)					は、 <u>120 円</u>)		る。)					は、 <u>80円</u>)	
[略]							[略]						
別表第2(第11条関係)						別表第2(第11条関係)							
開示の実施 の方法	区分			単 位	金額		開示の実施 の方法	区 分		分	単 位	金額	
[略]							[略]					•	
紙その他こ	1 乾	式	[略]				紙その他こ	1	乾式	[略]			
れに類する	の複		ラー	1枚に	60 円		れに類する		複写	カラー	1枚に	40 円	
ものに印字	機に		つき	つき	(両面に		ものに印字	機によ			つき	(両面に	
し、又は印画	る写				複写した		し、又は印画		写し			複写した	
したものの	(日 工業				場合にあ		したものの		日本			場合にあ	
写しの交付	上来 格A				っては、		写しの交付		業規 A 列			っては、	
3 7					120 円)				番の			80 円)	
	大き								きさ				
	まで								での				
	もの								のに				
	限る。	。)						限	る。)				
	[略]								略]				
備考 改正部分に	は、下線の	の部分で	ある。										

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。